

事務連絡
令和5年3月17日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体学校設置会社担当課

御中

文部科学省総合教育政策局教育DX推進室

「教育データの利活用に係る留意事項（第1版）」について（事務連絡）

平素より、GIGA スクール構想の実現に向けて御尽力いただきまして感謝申し上げます。

文部科学省では、「教育データの利活用に関する有識者会議 論点整理（中間まとめ）」（文部科学省、令和3年3月）や、「教育データ利活用ロードマップ」（デジタル庁・総務省・文部科学省・経済産業省、令和4年1月）を公表するなど、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するため、教育データの効果的な利活用を促進してきました。

各地方公共団体においても教育データの利活用が始まりつつありますが、個人情報 の適正な取扱いやプライバシーの保護等の観点から、教育データを利活用することについての心配の声があります。

そのため、この度、教育委員会・学校において教育データの利活用を進めていく際に留意すべきポイントやQ&A等をまとめた、「教育データの利活用に係る留意事項（第1版）」の公表を行いましたので、お知らせいたします。

教育データを利活用するに当たっての安全・安心を確保するために、本留意事項を活用していただくようお願いします。

また、都道府県・指定都市教育委員会については、改正個人情報保護法の施行に伴う留意事項に係る事務連絡（改正個人情報保護法の施行に伴う留意事項について）を3月15日付で別途発出しておりますので、そちらを御確認いただくようお願いいたします。

については、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会に

対し、周知いただくようお願いいたします。

また、本留意事項は、地方公共団体が設置する学校を念頭に置いています。それ以外の学校における教育データの利活用においても参考となりますので、各都道府県知事、附属学校を置く各国公立大学長、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長にも送付いたします。

(添付資料)

- ・教育データの利活用に係る留意事項（第 1 版）

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00007.htm

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局教育 DX 推進室

担当：野口、兒島、阿部、加藤

電話：03-6734-3621

メールアドレス：kyoikudx@mext.go.jp